



- 遺跡調査掘削範囲 凡例
- : 遺跡調査掘削範囲
 - : 掘削深度にかかわらず再調査不要
 - : 遺跡調査掘削不要範囲
 - ※遺跡が破壊されていると考えられる範囲

注1) 遺跡確認調査への協力

1) 西区側掘削に際しては、(財)京都市埋蔵文化財研究所による立会調査に協力すること
調査範囲 約40平方メートル×2箇所、調査期間は各1週間程度

注2) 遺跡未調査部分に関する条件

遺跡調査を要する条件は、図中の段差ラインより東西で以下の場合とする
段差より東側敷地：現状地盤面から下部、1.2mを超える掘削の場合
段差より西側敷地：現状地盤面から下部、2.0mを超える掘削の場合